

## 第35回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月14日(金)午後2時から午後2時52分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(10人)

会	長	14番	前川正人						
委	員	2番	唯野哲夫	3番	目黒正一				
		5番	佐藤雄一	6番	三國実加				
		7番	丹野義基	10番	後藤義昭				
		11番	山田秀晴	12番	武島竜太				
		13番	佐藤陽子						

4. 欠席した農業委員(1人)

9番 岩本一夫

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和3年度第2号農用地利用集積計画について

議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）  
について

議案第7号 令和3年度相馬市農業委員会活動計画書（案）について

議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につい  
て

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。  
                         一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第35回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。  
                         それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第35回相馬市農業委員会総会を開会いたします。  
                         本日の欠席の届出は、9番岩本一夫委員です。  
                         日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。  
事務局。

事務局長        それでは、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。4月12日、月曜日、第34回総会後に農業振興委員会を開催し、本日議案として提案しておりますが、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和3年度相馬市農業委員会活動計画書（案）、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、協議を行っております。4月16日、金曜日、農地の転用事実に関する調査のため、目黒委員、大和田推進委員、佐々木係長が現地調査を行っております。4月23日、金曜日、佐藤主事が令和3年度担い手育成・集落営農推進に関する関係機関打合せに出席しております。4月26日、月曜日、前川会長が福島市の杉妻会館で開催された、福島県農業会議第62回常設審議委員会に出席しております。4月27日、火曜日、前川会長が相馬市都市計画審議会に出席しております。4月28日、水曜日、第35回総会に係る議案を郵送配布させていただいております。5月7日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。5月11日、火曜日、渡部次長が農業経営改善計画書認定審査会に出席しております。審査内容は、新規の認定申請1件でございました。報告は、以上でございます。

議 長            次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番三國実加委員、7番丹野義基委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号専決処分について、(1)農地の転用の事実に関する照会について、ご説明申し上げます。こちらは、福島地方法務局相馬支局登記官から、農地の転用事実について照会があったものでございます。回答につきましては、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から2週間以内に回答する必要があり、専決事項として取り扱わせていただきました。

1番案件ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は、議案書記載のとおりです。令和3年4月16日に、農業委員3番目黒正一委員、農地利用最適化推進委員大野地区担当大和田義一委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、令和3年2月12日に農地法第5条に基づく許可を受けた土地であり、転用目的のとおり土地の現況が「非農地」であることを確認し、令和3年4月19日に土地の現況を「非農地」と回答したところであります。説明は、以上でございます。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4)農地法第18条第6項の

規定による通知書の受理について、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。  
(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は6件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は7件の報告がございました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は5件の届出を受理いたしました。こちらは、すべて相続による農地の取得となっております。また、番号3番につきましては、農業委員会によるあっせんの希望がありまして、事務局より、担当地区の農業委員並びに農地利用最適化推進委員へ情報提供を行っているところです。(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は11件の通知書を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、1番から10番までが耕作者都合のため、11番につきましては、耕作者変更のためとなっております。(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、親子間での貸借契約における解約となっております。解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。報告は以上となります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。3番目黒正一委員お願いします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、

議案書に記載のとおりでございます。去る5月4日に、申請人の自宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、5月7日に、10番委員、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査及び現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため、非該当であります。許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長            番号2番について、担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員お願いします。

5 番            2番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る5月2日に、申請人と電話にて聞き取り調査を行いました。また、5月7日には、10番委員、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況の調査を行いました。調査結果を代表してご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号、農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため、非該当であります。

許可基準第3号、信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号、下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号、借入地の転貸、質入れについては、譲受人に借入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号、地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、これまでも借りて耕作していたため、今後も地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議長 続いて、番号3番について、担当委員举手願います。10番後藤義昭委員をお願いします。

10番 3番案件についてご報告いたします。去る5月7日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲渡人は、地区の農地利用最適化推進委員が確認しております。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号については、譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号については、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号は、譲受人に借入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号、地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明をいたします。全部で2点ございます。

まず1点目、議案書7ページ、黒木字本町●番地の畑、1筆の売買につきまして、10アール当たりの売買価格が301万円ということで、農業委員会が公表している田畑売買価格と比較して、非常に高額となっておりますが、今回の売買については、譲受人である●●さんからの要請ということで、譲渡人の●●さんとしては、この価格であれば売買に応じるということで、お互い納得した上での、今回の売買価格となっているとのことでございます。

続いて2点目です。議案書の同じページ。譲受人である●●さんの所有耕作地の貸付地の欄になりますが、貸付地の面積が47.7アールとなっております。農地法第3条申請の許可要件の中には、所有農地を全て適切に管理し、荒廃農地を所有していない、全部効率利用要件があります。これまで、相馬市農業委員会の審査項目の中に、農地を取得する予定の者に貸付地がある場合は、原則、全部効率利用要件を満たしていないと判断し、合意解約をしたうえで農地法第3条の申請をするよう指導を行ってきたところでございます。しかし、事務局で改めて県等に確認をさせていただいたところ、この全部効率利用要件について、取り扱いが変更になっております。ここで、お手元に配布しております、農地法関係事務に係る処理基準と書かれた新旧対照表をご覧いただきたいのですが、こちらの農地法関係事務に係る処理基準は、平成12年6月に制定がされたもので、これまで一部改正が何度か行われ、現在の最新の条文として記載されていますが、平成27年の農地法改正の際に、こちらの処理基準も一部改正がなされ、具体的には1ページから2ページにかけて、蛍光ペンで印をさせていただいた箇所になります。読み上げさせていただきます。権利取得者等が、いわゆる農地を買う側、譲り受ける側になりますが、既に所有し、または使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であって、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されているもの、これがいわゆる貸付地のことですが、第一義的には、当該他の者が耕作または養畜の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が耕作または養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地には含まれない、と記載があります。つまり、貸し付けている農地は全部効率



利用要件の農地としては含めないで、農地を買う耕作者が現在所有して実際に耕作している農地、または他者から借りている農地のみで、全部効率利用要件の基準を満たしているか、荒廃している農地がないか、ということが確認できれば問題がないという解釈になります。

ただし、以降の分にも記載されているのですが、貸し付けている農地が適切に管理されていなかったり、賃借料の滞納等がある場合は、要件を満たしていないという判断になりますが、原則、貸し付けている農地があった場合でも、全部効率利用要件の基準としてそこは含めなくて良いということです。

以上のことから、●●さんには貸付地がございますが、事務局では、今回の許可要件に抵触していないと判断しているところでございます。

なお、今後の農地法第3条申請について、許可要件を確認するうえでも、貸付地があっても適切に管理がされているということが確認できれば、合意解約等の指導は行わず、許可要件を満たしているものとして対応していきたいと考えております。

長くなりましたが、補足説明は以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5号の規定による許可申請について

を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条申請済みであり、承認見込みとなっております。添付書類として、地元水利組合の排水同意書をいただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、宅地拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。申請地は、都市計画法に基づく、第1種低層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として申請人の共有名義の宅地があり、共有者の同意済みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長

続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。11番山田秀晴委員願います。

11番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。去る5月7日に、10番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行ってきましたので、その結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地なので、第2種農地であります。許可基準第2号は、代替地の検討もしており、

他の場所での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。12番武島竜太委員をお願いします。

12番 2番案件について報告いたします。去る5月7日に、10番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。自己住宅を増築するための、宅地拡張用地を確保するため、隣接する畑の一部44平方メートルの転用申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域の第1種低層住居専用地域内の農地でありますので、第3種農地になります。したがって、許可基準第2号は該当いたしません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」 の声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」 の声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

          次に、議案第3号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。10番後藤義昭委員をお願いします。

10番           議案第3号現況確認証明申請について、14ページになります。1番案件について、去る5月7日、11番委員、12番委員、地区担当推進委員、事務局で申請地の現況を確認してまいりましたので報告いたします。申請地は、申請地目のとおり、原野として証明書を交付することが妥当であると判断いたしました。地区担当の推進委員からも、意見なしとの回答をいただいております。以上、報告いたします。

議 長           次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局           特にございませぬ。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
          ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           討論なしと認めます。採決いたします。  
          本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第3号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号6番までの6件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。お手元に配布しております、右上に参考資料と赤字で書かれた資料、こちらの裏面をご覧ください。こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し、非農地判断を行う旨の事前通知をしています。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長           続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番後藤義昭委員願います。

10番           議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案書15ページになります。去る5月7日、11番委員、12番委員、事務局と現地調査を行いましたので、調査結果を報告いたします。番号3番を除き、1番、2番及び4番から6番

まで非農地、山林と判断いたしました。番号3番は、たらの芽の植栽、草刈りもされておりましたので、農地と判断しました。以上報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、番号3番を除く5件については、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号3番を除き、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第5号令和3年度第2号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号8番までの8件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号令和3年度第2号農用地利用集積計画について、番号1番から番号8番までの8件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、番号1番から7番については、新規の利用権設定、番号8番については再設定になります。

また、番号1番から4番につきましては、農地中間管理機構を通じた借入れ転貸一括方式による利用権設定になります。農業委員会の決定事項であります、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件はすべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和3年度第2号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第6号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第7号令和3年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について、議案第8号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、関連がありますので、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いいたします。

農業振興委員会委 議案第6号、議案第7号、議案第8号につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。去る4月12日、

員長 市役所において、農業振興委員会を開催し、委員の皆様と協議をいただきました。

議案第6号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、概ね年度当初の計画に沿った活動を実施したところであり、事務局案を了とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号令和3年度相馬市農業委員会活動計画(案)については、事務局より、「基本方針に、震災から10年が経過した中で、復興の進捗と農業を取り巻く現状について記載をしたうえで、目標に、人・農地プランに基づく担い手の育成と、農地の利用集積の取り組みを追加することとし、その他については、昨年度の内容を踏襲しつつ、引き続き農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり、連携した取り組みが必要であることから、文面に盛り込んだ内容で計画案を作成した。」との説明があり、協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、議案第7号の令和3年度相馬市農業委員会活動計画書(案)とも整合が図られており、事務局案を了とすることに決定いたしました。

なお、詳細につきましては、事務局より補足説明をお願いいたします。以上ご報告いたします。

議長 続いて、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、議案第6号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。議案書24ページからになります。「I. 農業委員会の状況」のうち「1. 農業の概要」であります。こちらは、年度当初の数字になります。耕地面積については、作付面積統計に基づき、経営耕地面積については、農林業センサスに基づき、それぞれ記載しております。「2. 農業委員会の現在の体制」であります。新制度で3年目ということで、記載のとおり、4月1日現在の体制、農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名の体制となっております。

続きまして、議案書25ページの「II. 担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、年度当初の集積面積は、1,326ヘクタール、集積率は38.5パーセントでございました。令和2年度の目標を1,375ヘクタールとし、利用調整活動行ってい



ただきました。新規に約10ヘクタールの集積が図られましたところですが、法人の廃業による解約等により、トータルで7ヘクタール減少し、1,319ヘクタール、達成状況は95.9パーセントとなっております。

続きまして議案書26ページの「Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち「2. 令和2年度の目標及び実績」につきましては、事務局の窓口並びに、委員さんに直接の相談が数件あったものの、新規参入には至りませんでした。

続きまして、議案書の27ページ「Ⅳ. 遊休農地に関する措置に関する評価」のうち、「2. 令和2年度の目標及び実績」についてですが、10ヘクタールの解消を目標に、農地パトロール等の活動を行ってまいりました。その結果、農地への回復及び非農地判断等により、年間で約6.6ヘクタールの遊休農地が解消されたものの、それと同じ約6.6ヘクタールの遊休農地が新たに発生し、差し引きでは、増減なしという結果となりました。

議案書28ページの「Ⅴ. 違反転用への適正な対応」につきましては、記載のとおり、本年度も違反転用の実績はございませんでした。

議案書の29ページ「Ⅵ. 農地法等によるその権限に属された事務に関する点検」については、昨年度の農地法第3条に基づく処理件数が27件、農地転用に関する農地法第4条及び第5条に基づく処理件数が75件となっております。

議案書30ページの「3. 農地所有適格法人からの報告への対応」については、1法人から報告書が提出されておりませんので、報告書の提出について、引き続き指導を行う予定であります。

続きまして議案書31ページの「Ⅶ. 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、「Ⅷ. 事務実施状況の公表等」につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、議案第7号令和3年度相馬市農業委員会活動計画書(案)についてご説明いたします。議案書の32ページになります。農業振興委員会委員長のご報告のとおり、基本方針に、震災から10年が経過した中で、復興の進捗と農業を取り巻く現状の文言を盛り込んだほか、目標については、人・農地プランに基づく担い手の育成と、農地の利用集積の取り組みを追加することとし、その他につきましては、昨年度の計画内容を概ね踏襲しつつ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となり、連携した取り組みを行って

いく計画内容となっております。

続きまして、議案第8号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご説明いたします。

議案書34ページの「Ⅰ．農業委員会の状況」につきましては、把握している直近の数値を記載しております。ご確認いただきたいと思います。次のページ、「Ⅱ．担い手への農地の利用集積・集約化」のうち「2．令和3年度の目標及び活動計画」につきましては、国が示している担い手への集積目標75パーセントに少しでも近づくため、集積面積の目標を31ヘクタール増の1,350ヘクタールと設定しております。「Ⅲ．新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」については、昨年度に引き続き、参入の目標数を1経営体と設定しております。

議案書36ページの「Ⅳ．遊休農地に関する措置」の「2．令和3年度の目標及び活動計画」の目標につきましては、解消面積の目標を昨年度同様の10ヘクタールとしております。

議案第6号から議案第8号までの説明は、以上になりますが、これまで、目標の達成に向けた点検・評価、目標の達成に向けた活動計画（案）につきましては、議決後にホームページで1ヶ月間公開し、農業者の意見を募集したのち、意見等があれば考慮したうえで確定としておりましたが、取り扱いが変更となっております。議決をもって確定となり、確定したものをホームページへ公開する予定となっております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」 との声 ）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第7号令和3年度相馬市農業委員会活動計画書（案）について、議案第11号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」 の声 ）

議 長

ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第35回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会      会 長      前 川      正 人

議事録署名委員      6 番      三 國      実 加

議事録署名委員      7 番      丹 野      義 基